



平成27年度



000000000

表

試験科目	試験地	受験番号	フリガナ
刑法			氏名 鷹合 宣宗

刑法
1
頁

第1 丙の罪責について

1 丙は、甲の頼みを受け入れ、公共工事の受注業者としてA社を選定し、その謝礼として50万円を受け取る行為について、受託収賄罪(刑法(以下法令省略)197条、1項後段)が成立しないか。

2(1) 丙はB市職員であり、「公務員」である。

(2) 丙は、公共工事に関し業者を選定し、B市と契約を締結する職務に従事している。そして、甲の頼みを受け入れ、公共工事の受注業者としてA社を選定し、B市とA社の間で契約を締結している。つまり、丙は、丙の具体的な職務権限に属する事務を行っている。したがって、丙がこれにより賄賂賂を受け取る行為は、職務に関与するものである。

(3) 加えて丙は、A社との間の契約の謝礼として50万円を、丁を通じて受け取る。これは職務と対価関係にある不正な利益である「賄賂」と「收受」にあたるとする。

(4) さらに、丙は、甲の頼みを受け、このように行為を行っていると、**「請託」**を受けたと主張する。

3 したがって、丙には受託収賄罪が成立する。

第2 丁の罪責について

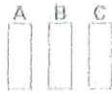
1 丙の妻である丁が、甲から丙に対する謝礼を受け取り、これを丙に渡す行為について、受託収賄罪の**「幫助犯」**(62条、1項)が成立しないか。

2 受託収賄罪は、公務員という「犯人の身分」により構成される犯罪である。そして、これに助力するのは、公務員という「身分」のない者であり、共犯となる(65条、1項)。したがって、公務員ではない丁は、受託収賄罪の幫助犯は成立しない。





※



(上記枠内に、受験番号シールを貼り付けること。)

3 丁の行為は、丙の代りに甲が謝礼を受け取るというものであり、丙は賄賂の收受を物理的に容易にする行為である。したがって、丁の行為は、幫助行為にある。あ、じゃあ、役に立ってあ。た。

4 したがって丁は、受託収賄罪の幫助犯が成立する。

第3 甲の罪責について

1 (1) 甲が丙に対し、A社と公共工事の契約を結ぶよう頼み、その謝礼として50万円を渡す行為により、丙の受託収賄罪に対応する贈賄罪(198条)が成立しない。

(2) 前述の通り、甲が丙に渡す50万円は、197条1項後段に規定する「賄賂」である。また甲は、丙の事である丁に対し、謝礼を支払う経緯を話している。50万円を渡している。よって、賄賂の「供与」があるといえる。

↑ 支払いの6/3に
直接丙に
説明しているの
では?

(3) したがって甲は、贈賄罪が成立する。

2 (1) 甲が、自己が管理する用度品購入用現金から50万円を取り出し、丁に渡す行為により、業務上横領罪(253条)が成立しない。

(2) 甲は、A社の総務部長として、用度品購入用現金を手提金庫に入れて管理していた。これは、委託を受けて他人の物を占有・保管する業務を及ぼす業務に属する「業務上」にある。

そして甲は、用度品を購入する場合に限って、その権限により、用度品購入用現金を支出することが認められていた。つまり甲は、A社の物である用度品購入用現金により、法律上の支配が認められる。すなわち、甲は「他人の物」を「占有」していたといえる。

(3) また、甲が用度品購入用現金から50万円を取り出し封筒に入れて、丁に



裏

(注意事項)

- 1 答案用紙の種類
本答案用紙は、刑法の答案用紙です。
刑事訴訟法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。
なお、試験時間中に答案用紙の取換えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください（試験時間終了後の答案用紙の取換えの申出は一切応じません。）。
- 2 答案用紙の取換え、追加配布はしませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

- (1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に直線に従って
- (2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、読み取れないおそれがあり、零点となる場合があります）
- (3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる
- (4) 答案用紙の表裏を書き違えて答案を作成した場合、問終了後に記載することは認めません。
- (5) 答案用紙の封印の欄には何も記載しないでください
- 4 その他
解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると

刑法
3
頁

45 渡り行為は、A社の委託に反し、その物の権利は、その物の所有者
46 であるから「不正に占有処分をした」といえる行為である。つまり、不法領得の意
47 思の発現する行為である「横領」にある。
48 (3) 以上より、甲は、業務上横領罪が成立する。

49 3 甲の贈賄罪と業務上横領罪は、1個の行為によるものであるため、観念的
50 競合となる（54条、1項後段）。

51 第4 乙の罪責について

52 1 乙が、甲に対して、贈賄および業務上横領を依頼した行為により、甲の贈賄
53 罪および業務上横領罪の「間接正犯」が成立する。

54 間接正犯が認められるのは、他人を道具のように利用し、自己の犯罪を実現し
55 ているようなときである。

56 本問に於いては、乙は甲の先輩であり、また甲が乙に恩義を感じていること、乙
57 自身も認識している。また、甲は専ら乙を助けることを目的としている。つまり、乙が甲
58 を利用しているようにも見える。

59 しかし、甲が犯罪行為を行なうのは「乙の意思を抑制した」とい
60 うことが、つまり、乙が甲を道具のように利用したといえない。

61 したがって、乙は間接正犯は成立しない。

62 2(ウ) 乙は、甲の贈賄罪および業務上横領罪に於いて、共同正犯とな
63 るものか。乙は実行行為を行なうため、共謀共同正犯の成立に
64 検討する。

65 (2) 共謀共同正犯が認められるのは、①共謀 ②共謀に基づく実行行
66 為があることである。そして①共謀は、正犯意思のもと、犯罪を共同で実行

あり
客観的に
使われる
表現





追ってください。なお、解答欄の枠外（黄色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限り、）で記載することとし、これ以外で記載した場合には、機械で正確に
は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。
表が白紙のときは「裏に記載」、それ以外のときは「裏から記載」とだけ、試験時間中に表の解答欄に記載してください（試験時

される記載のある答案は無効答案として零点となります。

33旨の合意が認められる。

(3) 本問に於いて、乙が甲に対し、贈賄および業務上横領の依頼をし、甲がこれを受入れたことから、犯罪を共同実行する合意は認められる。また乙は、自ら降格となることを避けるため、自己に恩義を感じている甲に対し、自己の犯罪に贈賄および業務上横領を行おうとしている。つまり、正犯意思も認められる。(①充足)

そして前述の通り、甲が贈賄罪および業務上横領罪に犯した行為を行う、という(②充足)。

(4) 以上より、乙は共謀共同正犯の要件をみたす。

3 次に、業務上横領罪は身分犯であるため、乙に同罪の共同正犯が成立するかどうかの問題となる。

まず、65条1項に「共犯」とあるが、共同正犯も含めると考えられる。
そして、文面上65条は、1項が「構成的身分」に、2項が「加減的身分」に定められている。本問の問題となる業務上横領罪は、非占有者との関係には構成的身分であるものの、単純横領との関係には加減的身分である。

したがって、非占有者の業務上横領に成功した場合、65条1項より、共同正犯に該当し、同条2項より、単純横領罪の刑を科する必要がある。

本問に於いても、用度品購入用現金に非占有者の乙が、甲の業務上横領に加功しているため、乙は業務上横領罪の共同正犯が成立し、単純横領罪の刑が科せられると考えられるべきである。

4 以上より、乙は贈賄罪および業務上横領罪の共謀共同正犯が成立する。そして両罪は、乙が甲に依頼する行為によるものであるため、観念的競合(54条1項前段)となる。

要は乙のため
犯罪-
ことごと
ておこ
るのに
きつた
から...

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点
H27予備司法			堀山 輝	

1. 丙は甲より50万円を受取り、これにより、公共事業の受注業者としてA社を選定し、B市とA社の間で契約を締結する。以上、行為により受託収賄罪(刑法197条1項)の成立を検討する。

(1) 同罪は「公務員」が、「職務に関し(職務関係性)」 「賄賂」を「收受」し、「請託を授け」ること及び故意により成立する。

丙はB市職員であるが公務員である。 これはわざわざ書く必要はない

丙は、公共事業に関し業者を選定し、B市の契約を締結する職務に従事しており、選定業者としてA社を選定し、B市の契約を締結することにより、不正な報酬として、甲より50万円を得る。おの職務に関し、賄賂を收受し、承諾せしめる。

よって、丙は、選定業者として、A社を選定し、B市の契約を締結することにより、甲より依頼され、これを承諾し、おの請託を授けと認められる。

丙は、甲の依頼を受け入れ、故意に承諾せしめる。

(2) おの、受託収賄罪(197条1項)の成立する。

2. 丁、丙の依頼により、50万円を受領し、丙に渡す行為により、受託収賄罪の幇助犯(197条1項、62条1項)の成立を検討する。 丁は必ずしも必要ない、わざわざ書く必要はない

(1) 幇助犯は、幇助行為と被幇助者の実行行為により成立する。 ここは必ずしも必要ない

丙は、甲より封筒を受領し、丙に封筒を渡す行為により、B市職員である丙の下、甲の契約締結の謝礼として持参した金~~50万円~~賄賂に入り、これを認識し、行為に及ぶ。おの、丁、丙の依頼により、封筒に入れた50万円を受領し、丙に渡す行為は、幇助行為にあつた。 これは何か、定義を考えておいて

よって、丙は、受託収賄罪の実行行為を行つた。

(2) おの、丁は、受託収賄罪の幇助犯(197条1項、62条1項)の成立する。

3. 甲は乙A社、丙に用度品購入用現金A社謝礼を念出し、B市A社間の契約締結を頼むお申、受ける。そこで、共謀共同正犯(60条)の成立を検討する。

共謀共同正犯は共謀に基づき、実行行為又は平等な役割を果たすこと成立する。

(1) 甲について、

ア 用度品購入用現金A社謝礼を念出す行為は、A社甲間の委託信託関係侵害行為である。そこで、委託信託関係保護法と、背任罪(247条)、横領罪(252条1項)が成立を検討

する。本件は、甲は用度品購入用現金A社謝礼を念出す行為は、A社甲間の委託信託関係侵害行為である。そこで、委託信託関係保護法と、背任罪(247条)、横領罪(252条1項)が成立を検討

同罪は「業務上他人の物を占有する者」業務上(253条)

同罪は「他人の物を占有する者」業務上他人の物を占有する者、他人の物を横領、窃盗、故意により成立する。

甲はA社の社員としてA社の物として用度品購入用現金を管理する。業務上他人の物を占有する者である。

用度品購入用現金を謝礼として支出する行為は、権限外であり、占有者として行われる行為であり、故意により横領となる。

甲は乙A社に申し入れ、決心して故意に実行する。

よって、業務上横領罪が成立する。

イ B市職員丙に対し、謝礼を見返りにB市A社間の契約締結を頼む

※解答は左ページから書き始めてください。

～ページ

裏面へ

1. 行為 10.12. 贈賄罪 (198 条) の成立を検討す。

同罪は賄賂と供するに B_w 故意に成立可。

甲、丁、~~王~~今以丙、~~王~~。契約締結。謝礼は50万円
で渡す。賄賂は供与したと認

又, 甲因三決心, 乃於故意水浮石?

おと贈賄罪が成立する。 共謀共同正犯の

おと贈賄罪が成立する。

(2) 乙にも？

共謀共同正犯の
定義：要件を挙げ

(2) $\gamma_{12} = 0.7$

乙是甲的孪生兄弟。甲的年龄是乙的1/2。

乙は、甲、丙に用度品購入用現金Aを譲与し、支出し、B市A社間
契約締結を促し、これに頼み、A社にAを譲与し、A社にAを譲与し、
以前よりA社に恩義を感じ、A社にAを譲与し、A社にAを譲与し、
業務上横領罪、贈賄罪、共謀、A社にAを譲与し、A社にAを譲与し、

又: Z 是 i 的 cha 先行行為, $Z \sim_a i$, a , i 對 i 主觀的影響。

反推。結果。B市。契約。結果。降格。不利。

利在得2032-2035. 重利反设制已来1-17-2035. 2035.

故、兩罪 α 共謀共同正犯 β 成立。

4. 罪責 (ツミ) ← これに各人ごとに書いた方がわかりやすい

甲乙行為は、業務上横領罪 (253条)、贈賄罪 (198条)。共謀共犯既に (60条) 成立。両罪は牽連犯と^(157条)なり。両者は業務上横領罪の罪責を負ふ。
乙については身分と共犯の問題があります

丙 a 行為 1/12. 受託收賄罪 (197 条 1 項) 成立。丙 是 a 罪責者。

T_4 何為 10 日 頁記收具有罪 (199 条 1 項) 幫助犯 (60 条 1 項) 所成立 T_4
 T_4 罪責 3 頁 T_4

第一 丙の罪責

1 甲の頼みを受け入れ、甲から現金を受け取る行為について、受託收賄罪(刑法(以下略)197条1項後段)が成立しているが、

2 (1) 丙はB市の職員であるため、「公務員」にあたる。

(2) 甲が丙に渡した50万円は、B市が発注する公共工事についてA社と契約することの対価として払われたものである。そして、丙は、公共工事に関し業者を選定し、B市として契約を締結する職務に従事している。したがって、「職務に関し」にあたる。
この「職務」に言葉を入れて欲しい

(3) 50万円を支払うから公共工事についてAと契約してほしい、という旨の甲の頼みに対し

丙は「おかしな話しかいてあげろ」といっている。このことから、甲丙間では賄賂の供与し、收受することについての合意がなされていたといえ、「約束」にあたる。また、丙は、妻であるJを通じて甲から50万円を受け取っているため、「收受」にもあたる。

(4) 甲が丙に渡した50万円は、丙が職務に関し受ける不正な報酬としての利益であるため、「賄賂」にあたる。

(5) 甲は丙に対し、B市が発注する公共工事についてA社と契約することの依頼をしており、丙はこれを承諾している。このことから、「請託を受けた」にあたる。

(6) 丙は、当該50万円が職務に関する不正な利益であると認識した上で、約束及び「收受」をしているため、受託收賄罪の故意も認められる。

3 丙は「約束」と「收受」を繰り返しているが、同一法益に対する同一の意思決定に基づく行為であるため、包括して一つの受託收賄罪が成立する。

第二 Jの罪責

1 Jが甲から50万円を受け取る行為について、受託收賄罪の幇助犯(62条1項)が成立している。収賄罪は真正身分犯であるため、非公務員であるJが従犯

第

問

(3)と(4)を
入れ替えて
いっていい
ように
したい

この「約束」も
書いてほしい

と見るか問題と見る。

これはどういふこと？
横領に証明を

2 65条1項は、真正身分犯について、身分の連帯的作用を規定したものである。

受託收賄罪は公務員にしか犯すことのできない真正身分犯であるため、同項の適用により、丁は受託收賄罪の従犯と見る。

3 したがって、丁に受託收賄罪の幫助犯が成立する。

第三 甲の罪責

サビンを検討？
今回の単純な
横領に
思わば...

1(1) 用度品購入用現金50万円を賄賂として内に渡す行為について、業務上横領罪(253条)と背任罪(247条)のいずれが成立するか。

横領にあたるか否かは、自己の右義・計算で付したかという基準で判断する。自己の右義とは、行為者本人が処分行為の当事者であると思われ得るような外観を呈していることという。また、自己の計算とは、処分行為により生じる経済的利益や損失が行為者に帰属することという。

本件において、内に支払われた50万円は甲の内に對する謝礼として払われたものであるため、甲の処分行為は自己の右義で行ったといえる。また、当該処分行為は己の助ける目的で行ったものであるため、処分行為の経済的効果は行為者に帰属する場合にあたるといえる。したがって、甲の当該行為は横領にあたる。

(2) さて、業務上横領罪の成否について検討する。

3 甲は、用度品購入用現金を管理し、用度品購入に限り支出する事務を反覆または継続的に行う者であるため、「業務」者として本罪の主体と見る。

1 甲は、用度品購入用現金の管理と権限内の支出を任されていたため、処分の濫用、おそれのある支配力を有していたといえる。したがって、甲の用度品購入用現金の管理は「占有」にあたる。

これが占有の定義ですか？

4 委託信任関係は本罪の二次的保護法益であるため、本罪の「占有」は

A社
では?

他人からの委託信任関係を原因とするものであることを要する。甲はB社の職員として前記の業務を委任されているため、用度品購入用現金の占有は委託信任関係を原因とするものといえる。

エ 甲が占有しているのはB社から管理を任された現金である。この点、金銭は所有と占有が一致するとするのが民法の原則である。しかし、刑法は寄託者と受託者の間の静的な権利関係を保護する役割を担っており、この役割の違いから、民法と刑法にそれぞれ適用する必要はない。したがって、用度品購入用現金は「他人の物」にあたる。

オ 当該行為は、(11)で述べたように「横領」にあたる。

不法取得の
意見について
検討して下す

(3) したがって、甲に業務上横領罪が成立する。

2 丙の収賄に係る贈賄の約束及び供与につき、包括的一つの贈賄罪が成立する。したがって、甲には受託収賄罪に対応する贈賄罪(198条)が成立する。

3. よって、甲には業務上横領罪と受託収賄罪に対応する贈賄罪が成立し、両罪は併合罪(45条前段)となる。

観念数という考え方もあり
また、二つの罪で、一応検討して下す

第
問

第四 乙の罪責

1 甲の業務上横領罪と贈賄罪に係る共謀共同正犯(60条)の成否を検討する。

2 共謀共同正犯の成立要件は①共謀 ②のに基づき実行行為、である。

本件において、乙は自己の降格を免れる目的で、甲に対し丙に、おれを渡すからA社と公共工事の契約をいほしいと頼んでく。おれを渡すお金は、...用度品を買うために管理している現金から...流用してくれないか」といっている。

このことから、両罪の正犯意思が認められる。また、この乙の発言をうけて、甲は乙に対して応じる旨を告げているため、意思連絡も認められる。

この内容の説明がいたため、後者の
記述が、
意味の
ないものに
なっている
ため、
いらない
です。
乙の行為が
いらない
ために説明
して下す

したがって、両罪の共謀が認められる(①充足)。そして、甲に於ける犯罪の実行もある(②充足)。

よって、共謀共同正犯の成立要件を充足する。

3 もともと、業務上横領罪について乙には業務者と占有者の身分が互い違いのため、共謀共同正犯が成立するかの問題となる。

この点について、65条1項「共犯」には共同正犯も含められる。そして、占有者という身分は構成的身分であり、業務者という身分は加減的身分である。乙は、両身分に互い違いのため、65条1項2項に於て単純横領罪(252条1項)の共謀共同正犯となる。 *真説では業務上横領の共同正犯、刑は単純横領でいい?*

4. 以上より、乙には、単純横領罪と贈賄罪の共謀共同正犯が成立し、両罪は併合罪となる。

以上